

南魚沼地域自殺対策キャッチフレーズ及びイメージキャラクター利用規程

(目的)

第1条 南魚沼地域自殺対策キャッチフレーズ及びイメージキャラクターを適正かつ効果的に活用し、住民の自殺予防に対する理解や関心を深め、自殺対策の一層の推進を図ることを目的とする。

(利用できるキャッチフレーズ、イメージキャラクター)

第2条 南魚沼地域自殺対策キャッチフレーズ及びイメージキャラクターは次に示すものとする。

- (1) 南魚沼地域自殺対策キャッチフレーズは、
「育てます 命を守る 地域の絆」
「あたたかい心でキャッチ 小さなサイン」
「人と人 いのちといのち ふれあって」
の3つとするが、いずれか1つのみの利用もできることとする。
- (2) イメージキャラクターは、別記1のとおりとする。色彩は、単色（1色表示）又は、カラー（多色表示）のいずれでも利用できることとするが、カラーの場合は別記2のとおりとする。なお、縦横の比率を変えたり、指定以外の色を使用することはできない。
- (3) イメージキャラクターの愛称は「きづなちゃん こころちゃん」とする。
- (4) 南魚沼地域自殺対策キャッチフレーズ、イメージキャラクターは、個別又は組み合わせて利用することができる。

(利用者の範囲)

第3条 南魚沼自殺対策協議会構成機関・団体（別紙）、南魚沼市、湯沢町とする。ただし、南魚沼地域振興局管内住民を対象とした、自殺予防のための普及啓発に関する活動を行う個人又は団体においても、利用目的等を明らかにした届出を行うことにより、利用することができる。

(利用制限)

第4条 前条の基準を満たすものは、普及啓発を目的とした媒体等に南魚沼地域自殺対策キャッチフレーズ及びイメージキャラクターを利用することができる。ただし、次に掲げる事項に該当する場合は、利用することができない。

- (1) 自殺対策の普及啓発に関する正しい理解の妨げとなるとき。
- (2) 別記2に定められた使用方法に従って使用しないとき。
- (3) 法令、公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。

(4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援し又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき。

(5) その他、不正な利用が行われるおそれがある場合。

(利用の届出)

第5条 南魚沼自殺対策推進協議会構成機関・団体、南魚沼市、湯沢町以外の個人、法人又はその他の団体において、南魚沼地域自殺対策キャッチフレーズ及びイメージキャラクターの利用を希望する場合は、別記3によりあらかじめ新潟県南魚沼地域振興局に届け出るものとする。

(利用の中止)

第6条 新潟県南魚沼地域振興局は、不適正な南魚沼地域自殺対策キャッチフレーズ及びイメージキャラクターの利用が認められた場合、利用者に対して、その利用の中止を求めることができる。

(利用に関する責任)

第7条 南魚沼地域自殺対策キャッチフレーズ及びイメージキャラクターを利用した媒体等に関する責任は、利用者が負う。

(使用料)

第8条 南魚沼地域自殺対策キャッチフレーズ及びイメージキャラクターの使用料については、無料とする。

(南魚沼地域自殺対策キャッチフレーズ及びイメージキャラクターに関わる権利)

第9条 南魚沼地域自殺対策キャッチフレーズ及びイメージキャラクターに関わる一切の権利は、新潟県南魚沼地域振興局に帰属する。

(その他)

第10条 この規程に定めるものの他、必要な事項は別に定める。

附則

本規程は、平成22年3月12日から施行する。

別紙 南魚沼地域自殺対策推進協議会構成機関・団体（平成22年3月現在）

南魚沼郡市医師会
医療法人越南会
南魚沼市立ゆきぐに大和病院
新潟県司法書士会
南魚沼地域商工会連絡協議会
六日町ライオンズクラブ
南魚沼市老人クラブ連合会
湯沢町老人クラブ連合会
南魚沼市健康推進員協議会
小出労働基準監督署
南魚沼公共職業安定所
南魚沼市
湯沢町
南魚沼警察署